

教育大綱とは何か？

－ 関係法令や通知から －

1 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○教育基本法 第十七条第一項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 大綱の定義及び記載事項

○文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号 平成26年7月17日)

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するとして、主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

- ・地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。

3 教育振興計画と大綱の関係性

○文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号 平成26年7月17日)

- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

4 大綱の期間

○文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号 平成26年7月17日)

- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものである。

○ポイント

- ① 教育大綱を定めることは、地方公共団体の長の義務
- ② ただし、定めた大綱は教育委員会にも尊重義務があるため、総合教育会議で協議が必要
- ③ 教育基本計画を参酌するが地域の実情に応じて柔軟な策定可
- ④ 市教委が定める教育振興基本計画を大綱とすることも可
- ⑤ 計画期間の定めはないが4～5年程度を想定

次期 飯田市教育大綱の建付について

－ 関係法令や通知から読み取る基本的な建付 －

ポイント① 教育大綱を定めることは、地方公共団体の長の義務

ポイント② ただし、定めた大綱は教育委員会にも尊重義務があるため、総合教育会議で協議が必要

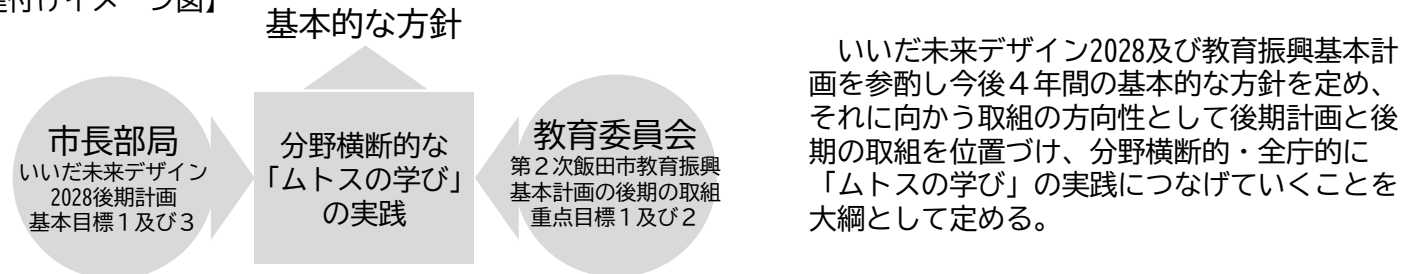
- ・ 今回会議で次期飯田市教育大綱（素案）を提示しご協議いただいた上で、令和 7 (2025) 年度第 1 回総合教育会議に、ご意見等を反映した飯田市教育大綱（案）を提示しご決定いただく。

ポイント③ 教育基本計画を参酌するが地域の実情に応じて柔軟な策定可

ポイント④ 市教委が定める教育振興基本計画を大綱とすることも可

- ・ これまでの飯田市教育大綱は、いいだ未来デザイン2028前期計画及び中期計画に定める基本目標及び戦略が、飯田市教育振興基本計画前期の取組及び中期の取組と同じであったため、両計画をつなぐ理念と実現するための方針や目標を大綱として、教育振興基本計画及び中期計画とは別に定めている。
- ・ 次期の飯田市教育大綱の基本となるいいだ未来デザイン2028後期計画及び教育振興基本計画後期の取組の関係性は、後期の取組の柱及び取組の一部が、後期計画の基本目標 1 及び 3 の戦略に分散して位置付いている形となっている。
- ・ 市長が定める大綱として教育振興基本計画後期の取組そのものを位置づけるのは難しい面があること、上記の 2 計画の関係性を考慮し、次期大綱は、以下の建付けがベストと判断する。

【建付けイメージ図】



ポイント⑤ 計画期間の定めはないが4～5年程度を想定

- ・ いいだ未来デザイン2028後期計画も教育振興基本計画後期の取組もともに、その計画期間を令和 7 (2025) 年度から令和10(2028)年度としていることから、次期大綱の期間も、令和 7 (2025) 年度から令和10(2028)年度の4年間とする。